

タル外別添ノ如キ煽動ビラヲ沖電氣日本電氣、池貝ノ各工場ニ頒布スリ

(3) 事業主側

特異ノ行動ナシ

(4) 交渉状況

A、十二日午前十一時二十分ヨリ工場ニテ

事業主側 納富常務 三澤工場長

内藤人事課長代理 水野秘書課長

労働者側 平野豊 外十五名

ト會見

嘆願各條項ニ関シ押問答ヲ為シ午後五時休憩
労働者側ハ一旦本部ニ引揚快議ノ結果午後五時

四十分交渉再會ト共ニ

一、八時間制實施ニ依ル減收ヲ補給スル為此ノ際

一般ニ昇給セシメラレタシ

二、仕事給ノ實施ハ東京工場ニ於テハ行ハサルコ

ト

三、加給金ノ考案ノ其ヲ數字ニテ聲明セラレタシ

四、鶴見移轉ニ依ル減收ハ絶對ニ行ハサル事ヲ言

明セラレ度シ

ト口頭ニテ嘆願シタルニ

之ニ對シ

一、八時間制ハ會社ノ經濟狀態カラ一般従業員ノ減收ヲ來ストモ減收ヲ行ハサル方針ニ決シタ